

○農林水産省令第 号

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条第五項第三号及び第十三条第五項第三号ハの規定に基づき、卸売市場法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 小泉進次郎

卸売市場法施行規則の一部を改正する省令

卸売市場法施行規則（昭和四十六年農林省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

(開設者による食品等持続的供給法に係る公表)

第三条の二 法第四条第五項第三号ハの規定による公表は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 インターネットの利用その他の適切な方法により行うこと。

二 法第四条第五項第三号ハ(1)及び(2)に掲げる事項の公表は、当該卸売市場の取扱品目に当該卸売市場において取扱予定のない指定飲食料品等(食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号。以下「食品等持続的供給法」という。))が含まれる場合は、当該指定飲食料品等に係るものを除いて行うこと。

2| 法第四条第五項第三号ハ(3)の農林水産省令で定める事項は、食品等持続的供給法第三十六条各号に掲げる措置の内容とする。

(中央卸売市場に係る軽微な変更)

第十二条 法第六条第一項の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一 〇八 (略)

九 業務規程の変更(法第四条第五項第三号イからニまで並びに第四号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容の変更を伴うものを除く。)

(開設者による食品等持続的供給法に係る公表)

第十八条の二 法第十三条第五項第三号ハの規定による公表は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 インターネットの利用その他の適切な方法により行うこと。

二 法第十三条第五項第三号ハ(1)及び(2)に掲げる事項の公表は、当該卸売市場の取扱品目に当該卸売市場において取扱予定のない指定飲食料品等が含まれる場合は、当該指定飲食料品等に係るものを除いて行うこと。

2| 法第十三条第五項第三号ハ(3)の農林水産省令で定める事項は、食

(新設)

(中央卸売市場に係る軽微な変更)

第十二条 法第六条第一項の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一 〇八 (略)

九 業務規程の変更(法第四条第五項第三号イからハまで並びに第四号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容の変更を伴うものを除く。)

(新設)

品等持続的供給法第三十六条各号に掲げる措置の内容とする。

(地方卸売市場に係る軽微な変更)

第二十六条 法第十四条において読み替えて準用する法第六条第一項の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更(都道府県が別に定める場合にあつては、その変更)とする。

一〇八 (略)

九 業務規程の変更(法第十三条第五項第三号イからニまで並びに第四号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容の変更を伴うものを除く。)

(地方卸売市場に係る軽微な変更)

第二十六条 法第十四条において読み替えて準用する法第六条第一項の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更(都道府県が別に定める場合にあつては、その変更)とする。

一〇八 (略)

九 業務規程の変更(法第十三条第五項第三号イからハまで並びに第四号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容の変更を伴うものを除く。)

附 則

この省令は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。